

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定めるべき事項</p> <p>1 津波に関する情報の伝達等</p> <p>2 避難対策</p> <p>3 応急対策の実施要員の確保等</p> <p>第2 個別の計画において定めるべき事項</p> <p>1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等</p> <p>円滑な避難のために必要な安全確保対策</p> <p>具体的な要員の確保</p> <p>必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等</p> <p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法</p>	<p>通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。</p> <p>安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。</p> <p>避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。</p> <p>1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員。</p> <p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するた</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(2) 顧客等の退避及び避難のための措置</p> <p>(3) 施設の安全性を踏まえた措置</p> <p>2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p> <p>3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p> <p>(2) 運行等に関する措置</p>	<p>施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し伝達する方法</p> <p>顧客等の退避誘導方法及び退避誘導実施責任者</p> <p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p> <p>旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法。</p> <p>旅客等に対し、地震・津波に関する情報を伝達する方法（この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法）</p> <p>① 鉄道事業、軌道事業については、津波の襲来により危険</p>	<p>めの十分な事前検討。</p> <p>中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。</p> <p>応急的保安措置の実施等に当たっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>4 学校関係・社会福祉施設</p> <p>5 水道、電気、ガス、通信及び放送事業</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>(2) 電気事業</p> <p>(3) ガス事業</p>	<p>度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置</p> <p>② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置の具体的な実施要領</p> <p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置</p> <p>具体的な、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</p> <p>津波からの円滑な避難確保のため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置</p> <p>津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施</p> <p>津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うため、電力供給の確保のためにとるべき措置</p> <p>災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するための方策</p> <p>津波からの円滑な避難確保のため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施</p>	<p>要配慮者の避難誘導について配慮すること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(4) 通信事業</p> <p>(5) 放送事業</p> <p>6 その他の施設又は事業関係</p> <p>(1) 鉱山</p> <p>(2) 貯木場</p> <p>(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る）</p>	<p>電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とるべき措置</p> <p>災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策</p> <p>発災後も円滑に放送を継続し、津波情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容</p> <p>構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容</p> <p>平常時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置</p> <p>当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等のとるべき具体的措置</p> <p>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安に関する具体的措置</p>	<p>津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努める。</p> <p>津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。</p> <p>各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努める。</p> <p>地震発生時の防止措置においては、津波が到達するまでの時間を考慮して、作業員の避難等の安全措置に配慮する。</p> <p>特に、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの</p> <p>第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>1 各計画において共通して定める事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>1 各計画において共通して定める事項</p> <p>(1) 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等</p> <p>(3) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置</p>	<p>当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置</p> <p>情報伝達の経路、体制及び方法</p> <p>後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置の内容</p> <p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針</p>	<p>気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>2 個別の計画において定める事項</p> <p>(1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(2) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p> <p>(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達</p> <p>イ 運行等に関する措置</p>	<p>顧客等に対し、発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法</p> <p>当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置</p> <p>病院においては、患者等の保護等の方法</p> <p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項</p> <p>施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容</p> <p>旅客等に対し、発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法</p> <p>発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法</p> <p>住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の旅客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置</p> <p>① 鉄道事業、軌道事業については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応</p>	<p>病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮する。</p> <p>個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮する。</p> <p>当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。</p> <p>必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。</p> <p>津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>ウ イの結果生ずる滞留旅客等に対する措置</p> <p>(4) 学校、社会福祉施設</p> <p>(5) 水道、電気、ガス、通信及び放送事業</p> <p>ア 水道事業</p> <p>イ 電気事業</p>	<p>② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、海上交通の規制又は港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領</p> <p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域がある場合等における運行の停止その他運行上の措置</p> <p>対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置</p> <p>幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法</p> <p>社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法</p> <p>学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、具体的な避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</p> <p>必要な飲料水を供給する体制を確保すること</p> <p>必要な電力を供給する体制を確保すること</p>	<p>等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供する。</p> <p>学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意する。</p> <p>情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定める。</p> <p>要配慮者等の避難誘導について配慮する。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>ウ ガス事業</p> <p>エ 通信事業</p> <p>オ 放送事業</p> <p>(6) その他の施設又は事業関係 ア 鉱山</p>	<p>必要なガスを供給する体制を確保すること</p> <p>ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項</p> <p>後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制</p> <p>通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容</p> <p>構内作業員に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び伝達後の退避等の行動について、具体的な実施内容</p> <p>集積場等で保安上応急の措置を講ずる必要が認められるものについては、その具体的な措置</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。</p> <p>推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。</p> <p>情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努める。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>イ 貯木場</p> <p>ウ 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>エ 道路</p> <p>オ 工場等で勤務人員が千人以上のもの</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>1 各計画において共通して定める事項 (1) 災害応急対策をとるべき期間等</p>	<p>貯木に対する流出防止措置</p> <p>当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び観客の退避等とすべき措置について、具体的な内容</p> <p>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制</p> <p>当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置</p> <p>後発地震に対して注意する措置の内容</p>	<p>応急措置の作業員の避難等安全措置に配慮する。</p> <p>橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。</p> <p>従業員の安全確保に配慮する。</p> <p>当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示する。</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等</p> <p>(3) 関係機関のとりべき措置</p> <p>第4節 防災訓練に関する事項</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容</p> <p>各計画主体は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等</p>	<p>勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</p> <p>他の計画主体と共同して訓練を行うこと。 地域住民等の協力及びその参加を得ること。 防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。</p>
<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p>各計画主体は、その従業員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法</p>	<p>この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとりべき行動に関する知識</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	顧客等に対する広報の実施方法及びその内容	<p>題</p> <p>この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(3) 正確な情報入手の方法</p> <p>(4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p>